

No	頁	1.	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	修正前	修正後
1	6	1	1-1	(11)					(11)事業スケジュール(予定)	解体・撤去期間※ 令和6年7月1日～ 令和6年11月末日	解体・撤去期間※ 令和6年9月1日～ 令和6年11月末日
2	8	2	2-2	(1)					(1)募集及び選定スケジュール	令和2年9月下旬 入札の公告、入札説明書等の公表 令和2年10月上旬 入札説明書等に関する説明会の開催 令和2年10月中旬 入札説明書等に関する第1回質問受付締切 令和2年10月下旬 入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表 令和2年11月上旬 入札説明書等に関する第2回質問受付締切 令和2年11月下旬 入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表 令和2年12月中旬 参加表明書及び資格審査書類の受付締切 令和2年12月下旬 資格審査結果の通知 令和3年1月下旬 入札及び提案に係る書類の受付締切 令和3年3月中旬 事業者のプレゼンテーション及びヒアリング 令和3年3月下旬 落札者の決定及び公表 令和3年4月下旬 基本協定の締結 令和3年5月中旬 仮事業契約の締結 令和3年6月下旬 本契約の締結(市議会の議決)	令和2年9月下旬 入札の公告、入札説明書等の公表 令和2年10月上旬 入札説明書等に関する説明会の開催 令和2年10月上旬 入札説明書等に関する第1回質問受付締切 令和2年10月中旬 入札説明書等に関する第1回個別対話 令和2年10月下旬 入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表 令和2年10月下旬 入札説明書等に関する第1回個別対話結果の公表 令和2年11月上旬 入札説明書等に関する第2回質問受付締切 令和2年11月下旬 入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表 令和2年12月中旬 入札説明書等に関する第2回個別対話 令和2年12月中旬 参加表明書及び資格審査書類の受付締切 令和2年12月下旬 入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表 令和2年12月下旬 資格審査結果の通知 令和3年2月上旬 入札及び提案に係る書類の受付締切 令和3年3月中旬 事業者のプレゼンテーション及びヒアリング 令和3年3月下旬 落札者の決定及び公表 令和3年4月下旬 基本協定の締結 令和3年5月中旬 仮事業契約の締結 令和3年6月下旬 本契約の締結(市議会の議決)
3	9	2	2-2	(2)	3)				3) 入札説明書等に関する個別対話	—	3) 入札説明書等に関する個別対話 入札説明書等に関する第1回個別対話を令和2年10月中旬頃、第2回個別対話を令和2年12月中旬頃に実施予定である。実施内容の詳細については、入札説明書等において示す。
4	9	2	2-2	(2)	5)				5) 入札及び提案に係る書類の受付	資格審査通過者に対し、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和3年1月下旬までに提出するよう求める。 入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。	資格審査通過者に対し、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和3年2月上旬までに提出するよう求める。 入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。
5	19	4	4-1						表4-1 事業予定地の概要	インフラ整備状況 その他 : 下関市向洋グラウンド南側より電気、NTT(TEL、光)引き込み	インフラ整備状況 その他 : 南側道路より電気、NTT(TEL、光)引き込み
6	22	4	4-2	(1)					表4-4 整備対象施設	提案施設 エリア: 必須施設との連携・相乗効果が見込める施設	提案施設 エリア: 利用促進が図られる施設

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	○											閲覧資料	—	閲覧資料6 新総合体育館 基本計画
2	○		3	1	4	1	(2)					(2) 整備対象施設	本事業で整備対象とする本施設は、下表に示す「必須施設」(メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、事務室、共用部等、外構等)及び「提案施設」(必須施設との連携や相乗効果が見込める施設)で構成される。 また、本施設とは別に庭球場及び駐車場を整備するものとする。	本事業で整備対象とする本施設は、下表に示す「必須施設」(メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、事務室、共用部等、外構等)及び「提案施設」で構成される。 「提案施設」は、事業者の任意提案により整備する施設であり、必須施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られるものであること。 また、本施設とは別に庭球場及び駐車場を整備するものとする。
3	○		4	1	4	1	(2)					表1-1 整備対象施設	提案施設 エリア: 必須施設との連携・相乗効果が見込める施設	提案施設 エリア: 利用促進が図られる施設
4	○		9	1	4	6						6. 事業スケジュール(予定)	解体・撤去期間※ 令和6年7月1日～ 令和6年11月末日	解体・撤去期間※ 令和6年9月1日～ 令和6年11月末日
5	○		13	1	7	1						1. 立地条件	インフラ整備状況 その他 : 下関市向洋グラウンド南側より電気、NTT(TEL、光)引き込み	インフラ整備状況 その他 : 南側道路より電気、NTT(TEL、光)引き込み
6	○		15	1	7	6	(1)					(1) 本施設	本施設の運営に当たり、本市及び事業者は、毎年度協議の上、当該年度の利用料金を、「下関市体育施設の設置等に関する条例」に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得て決定する。 表1-5に本施設のうちメインアリーナ、多目的ホール及び多目的室の利用料金の目安を、表1-6に参考として既存体育館の利用料金を示す。 その他諸室や個人利用料等の料金設定についても、事業者が提案することができるものとする。	本施設に係る利用料金の額は、「下関市体育施設の設置等に関する条例」に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める。 表1-5に本施設のうちメインアリーナ、多目的ホール及び多目的室の利用料金の目安を、表1-6に既存体育館の利用料金を示すので、これらを参考に本施設に係る利用料金を提案すること。 なお、事業者は、表1-6において既に定めのある体育器具及びその他の器具の料金設定については提案することができないものとするが、その他諸室や提案施設、個人利用料等の料金設定については、提案することができるものとする。
7	○		21	2	1	1	(1)					(1) 全体配置	ix) 庭球場は、利用や管理の効率性を考慮し、敷地南側の既存庭球場付近、かつ可能な限り既存庭球場と近い地盤レベルに配置すること。憩いの広場は、敷地下関運動公園内広場(下関市向洋グラウンド)南側の広場の改修整備とすること。	ix) 庭球場及び憩いの広場は、利用や管理の効率性を考慮し配置すること。
8	○		24	2	1	2	(3)					(3) ナイター照明等による周辺環境に及ぼす影響への配慮	—	(3) ナイター照明等による周辺環境に及ぼす影響への配慮 計画地の北西側には住宅、西側には病院、南側には住宅が立地している。ナイター照明等の設置に当たっては、周辺への光害(照度及びまぶしさ)が発生しないようにランプの高さや方向に十分配慮すること。周辺施設から光源が見えないよう、必要に応じて植栽や遮光板の設置等を行うこと。
9	○		24	2	1	2	(4)					(4) 日照障害の影響への配慮	—	(4) 日照障害の影響への配慮 計画地の北西の住宅及び西側の病院に対する日照障害に十分配慮し、影響が可能な限り小さくなるよう配慮すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
10	○		24	2	1	2	(5)					(5) 騒音の影響への配慮	—	(5) 騒音の影響への配慮 施設やグラウンドの配置の変化により、北西側住宅及び西側病院並びに南側住宅に対する音環境が変化するため、騒音の低減に十分配慮すること。計画地は主要には第2種住居地域であり、参考として騒音規制法(対象外)の規制基準は昼間(8～18時)は60dB以下、朝(6～8時)及び夕(18～21時)は50dB以下、夜間(21～6時)は45dB以下とされている。想定される活動による発生源の大きさと開口部の遮音性能、音源からの距離減衰等を考慮し、住環境の低下を招かないような対策を講じること。
11	○		25	2	1	4	(1)				iii)	(1) 共通	iii) 各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。	—
12	○		25	2	1	4	(1)				ix)	(1) 共通	x) 受変電、発電設備及び盤類は原則屋内設置とする。また、トイレ等の水を使用する室の下階には、電気室を配置しないこと。ただし、内部レイアウトにより屋外に配置するほうが有利と判断される場合にはこの限りではない。	ix) 内部レイアウトを検討し、電機室は原則屋内に設置すること。また、トイレ等の水を使用する階下には、電気室を設置しないこと。
13	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	1) 照明・電灯コンセント設備	1) 電灯設備
14	○		26	2	1	4	(2)	1)			i)	1) 電灯設備	—	i) 各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、利用者に配慮し十分な配置計画とすること。
15	○		26	2	1	4	(2)	1)			ii)	1) 電灯設備	iv) コンセントは利用者に配慮し、十分に取り付けること。また、イベントや災害時利用等を想定し、外構や外壁面等にも、コンセントを設置すること。なお、非常用電源回路のコンセントは、常用電源回路と明確に識別できるようにすること。	ii) イベントや災害時利用等を想定し、外壁面等にも、コンセントを設置すること。なお、非常用電源回路のコンセントは明確に識別できるようにすること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
16	○		26	2	1	4	(2)	1)			iii)	1) 電灯設備	v) 非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。	iii) 非常用照明、誘導灯は、関連法令や所轄消防の指導に準拠して設置し、容易に点検ができる機器を選定すること。
17	○		26	2	1	4	(2)	1)			iv)	1) 電灯設備	i) 照明器具はLED等の省エネルギー・高効率な器具とし、諸室の用途や適性を考慮して機器選定を行うこと。特にメインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技に合わせて調光できるものとする。	iv) 照明器具はLED等の省エネルギー・高効率な器具とし、諸室の用途や適性を考慮してそれぞれ適切な機器選定を行うこと。諸室の照度は、JIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。
18	○		26	2	1	4	(2)	1)			v)	1) 電灯設備	iii) 照明器具の配置や選定は、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア規制や、競技エリア内が均一な明るさになるよう設置すること。	v) メインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技が開催できるよう1,500ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとする。照明器具の配置と選定については、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア規制や、競技エリア内が均一な明るさになるようにすること。
19	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	ii) メインアリーナにおいては、照明器具ごとに入切可能なものとする。	vi) メインアリーナの照明器具は、照明制御盤により、器具ごとに入切可能なものとする。
20	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	vi) 保守メンテナンスを十分に考えた計画(キャットウォーク等の配置)とすること。	vii) 高所に設置する照明器具は、点検用廊下等により保守、交換等が行いやすい計画とすること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
21	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	ix) 照明装置には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。	viii) 照明器具には、必要に応じて照明器具の破損を防止する保護装置を設けること。
22	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	viii) 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、事務室等においても電源の一括管理ができることが望ましい。なお、本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。	x) 各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。
23	○		26	2	1	4	(2)	1)				1) 電灯設備	—	xi) 本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。
24	○		26	2	1	4	(2)	2)				2) 動力設備	—	2) 動力設備 i) 動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。
25	○		26	2	1	4	(2)	3)				3) 雷保護設備	—	3) 雷保護設備 i) 重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
26	○		26	2	1	4	(2)	4)				4) 受変電設備	—	4) 受変電設備
27	○		27	2	1	4	(2)	4)			i)	4) 受変電設備	—	i) 受変電設備は、キュービクル式とする。
28	○		27	2	1	4	(2)	4)			ii)	4) 受変電設備	—	ii) 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
29	○		27	2	1	4	(2)	4)			iii)	4) 受変電設備	—	iii) 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
30	○		27	2	1	4	(2)	4)			iv)	4) 受変電設備	—	iv) 将来の設備増設や更新スペースを確保し、設備更新時の搬入口、搬入経路に配慮した計画とすること。
31	○		27	2	1	4	(2)	4)			v)	4) 受変電設備	—	v) 受変電・発電設備を設置する室内の室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つこと。
32	○		27	2	1	4	(2)	4)			vi)	4) 受変電設備	—	vi) 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機器(デマンド監視システム)等を設置し、事務室にて確認できるようにすること。
33	○		27	2	1	4	(2)	5)			i)	5) 電力貯蔵設備	—	5) 電力貯蔵設備 i) 瞬時停電においても電力供給を必要とするパソコン等の負荷には、無停電電源装置を設置すること。
34	○		27	2	1	4	(2)	6)				6) 発電設備	—	6) 発電設備

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
35	○		27	2	1	4	(2)	6)			i)	6) 発電設備	—	i) 発電設備は、対象負荷に電力を供給し、最低72時間使用できるものとする。また、72時間運転可能な燃料を備蓄すること。
36	○		27	2	1	4	(2)	6)			ii)	6) 発電設備	—	ii) 対象負荷は、非常時に電気が必要な諸室等の保安動力(換気、空調、給排水ポンプ、エレベーター)、保安照明等(室内照明、避難通路照明、コンセント)及び通信情報機器等とすること。なお、非常時に電気が必要な諸室等は、事務室、多目的室、放送室、救護室、1階便所及び1階廊下とする。
37	○		27	2	1	4	(2)	7)				7) 構内情報通信網設備	—	7) 構内情報通信網設備
38	○		27	2	1	4	(2)	7)			i)	7) 構内情報通信網設備	—	i) 管理者用LAN及び利用者用無線LANの系統を分けて導入すること。管理者用LANが必要な諸室は別添のとおり。(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)
39	○		27	2	1	4	(2)	7)			ii)	7) 構内情報通信網設備	—	ii) 全館で利用者用無線LANが利用できるよう整備すること。
40	○		27	2	1	4	(2)	7)			iii)	7) 構内情報通信網設備	—	iii) 管理者用LAN及び利用者用無線LAN導入に必要な配線、機器仕様は、提案時点の最新のものとする。
41	○		27	2	1	4	(2)	8)				8) 構内交換設備	—	8) 構内交換設備
42	○		27	2	1	4	(2)	8)			i)	8) 構内交換設備	—	i) ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
43	○		28	2	1	4	(2)	8)			ii)	8) 構内交換設備	—	ii) 必要諸室に内線電話を設置すること。(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。
44	○		28	2	1	4	(2)	8)			iii)	8) 構内交換設備	—	iii) 5分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続すること。
45	○		28	2	1	4	(2)	9)			i)	9) 情報表示設備	—	9) 情報表示設備 i) 親時計を事務所に設置し、各室に子時計を設置すること。
46	○		28	2	1	4	(2)	10)				10) 拡声設備	—	10) 拡声設備
47	○		28	2	1	4	(2)	10)			i)	10) 拡声設備	—	i) 放送設備として、非常放送、業務放送が可能な設備とすること。
48	○		28	2	1	4	(2)	10)			ii)	10) 拡声設備	—	ii) 放送は、事務室から屋内外に個別、一斉放送ができること(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
49	○		28	2	1	4	(2)	10)			iii)	10) 拡声設備	—	iii) 放送設備は、放送の他に、BGM、チャイム、ラジオ放送が流せること。また、緊急地震速報の受信端末を導入し、緊急地震速報が瞬時に放送できること。
50	○		28	2	1	4	(2)	10)			iv)	10) 拡声設備	—	iv) 火災発生時に、自動的に緊急放送が流れるようにすること。
51	○		28	2	1	4	(2)	11)				11) 誘導支援設備	—	11) 誘導支援設備
52	○		28	2	1	4	(2)	11)			i)	11) 誘導支援設備	—	i) 高齢者や、視覚障害者の利用に配慮した音声案内をエントランスや多目的トイレ等に設置すること。
53	○		28	2	1	4	(2)	11)			ii)	11) 誘導支援設備	—	ii) 聴覚障害者の利用に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサインを設置すること。
54	○		28	2	1	4	(2)	11)			iii)	11) 誘導支援設備	—	iii) エントランス、エレベーター、出入口及び駐車場ゲートにインターホンを設置し事務室と連絡が取れるようにすること。
55	○		28	2	1	4	(2)	11)			iv)	11) 誘導支援設備	—	iv) エレベーター、多目的トイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務室に表示盤を設置すること。
56	○		28	2	1	4	(2)	12)				12) テレビ共同受信設備	—	12) テレビ共同受信設備
57	○		28	2	1	4	(2)	12)			i)	12) テレビ共同受信設備	—	i) 必要諸室に事業用敷地内にて受信可能な民間放送(CATV放送受信設備を含む)及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を設置すること。(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。
58	○		28	2	1	4	(2)	12)			ii)	12) テレビ共同受信設備	—	ii) 受信料その他受信にかかる費用は、事業者負担とする。
59	○		29	2	1	4	(2)	13)				13) 監視カメラ設備	—	13) 監視カメラ設備
60	○		29	2	1	4	(2)	13)			i)	13) 監視カメラ設備	—	i) 防犯、運営のためエントランス、各アリーナ、駐車場等の屋内外の必要な個所にカメラを設置すること。
61	○		29	2	1	4	(2)	13)			ii)	13) 監視カメラ設備	—	ii) 事務室に監視モニターを設置し、録画記録を行えるよう整備すること。
62	○		29	2	1	4	(2)	13)			iii)	13) 監視カメラ設備	—	iii) メインアリーナ及び多目的ホールの映像が、大会本部室、放送室で確認できるようにすること。
63	○		29	2	1	4	(2)	14)				14) 駐車場管制設備	—	14) 駐車場管制設備 i) 車両の安全運行と入出庫、料金管理ができる管制設備を設置すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
64	○		29	2	1	4	(2)	15)				15) 防犯・入退室管理設備	—	15) 防犯・入退室管理設備
65	○		29	2	1	4	(2)	15)			i)	15) 防犯・入退室管理設備	—	i) 建物の出入口にて機械警備による監視を可能とすること。
66	○		29	2	1	4	(2)	15)			ii)	15) 防犯・入退室管理設備	—	ii) 窓などの開口部を含めて適宜防犯設備を設置すること。
67	○		29	2	1	4	(2)	16)				16) 火災報知設備	—	16) 火災報知設備
68	○		29	2	1	4	(2)	16)			i)	16) 火災報知設備	—	i) 関係法令に基づき、所轄消防署と協議を行い、消防機器を設置すること。
69	○		29	2	1	4	(2)	16)			ii)	16) 火災報知設備	—	ii) 事務室に受信機を設置すること。
70	○		29	2	1	4	(2)	17)				17) テレビ電波防除設備	—	17) テレビ電波防除設備
71	○		29	2	1	4	(2)	17)			i)	17) テレビ電波防除設備	—	i) 近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除施設を設置すること。
72	○		29	2	1	4	(2)	17)			ii)	17) テレビ電波防除設備	—	ii) 設計時に事前調査を実施し、完成後に事後調査を実施し、受信レベル、受信画質等の報告書を作成し提出すること。
73	○		29	2	1	4	(2)	18)				18) 音響設備	—	18) 音響設備
74	○		29	2	1	4	(2)	18)			i)	18) 音響設備	—	i) メインアリーナ及び多目的ホールに音響設備を設置すること。
75	○		29	2	1	4	(2)	18)			ii)	18) 音響設備	—	ii) 音響設備は、大規模な大会等、多数の利用者がある場合でも音声 が明瞭に聞こえるための十分な音圧、明瞭度を確保すること。また、 放送室で操作できることとし、CD、DVD、ブルーレイディスク、携 帯メモリー型音楽プレイヤー等が接続、使用できる機器とすること。
76	○		29	2	1	4	(2)	18)			iii)	18) 音響設備	—	iii) メインアリーナには、観客、競技者への実況放送、演出用音楽 放送を行うことができる設備を設けること。
77	○		30	2	1	4	(2)	18)			iv)	18) 音響設備	—	iv) 非常放送を考慮したものとする。
78	○		30	2	1	4	(2)	18)			v)	18) 音響設備	—	v) 各々の放送区分が干渉しないよう配慮した計画とすること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
79	○		30	2	1	4	(2)	19)			iii)	19) 映像設備	iii) スポーツ・その他のイベント時においては、アリーナでの活動の様子が容易にビジョンに表示させることができることなど、市民にも利用しやすい機能を有するものとする。	iii) スポーツ、その他のイベント時においては、アリーナでの活動の様子が容易にビジョンに表示させることができることなど、市民にも利用しやすい機能を有するものとする。
80	○		30	2	1	4	(2)	19)			iv)	19) 映像設備	iv) メインアリーナ及び多目的ホールに、運営及び管理用のための競技状況確認用のカメラを設置し、事務室、大会本部室で映像が確認できるようにすること。	—
81	○		30	2	1	4	(2)	3)				3) 音響設備	3) 音響設備	—
82	○		30	2	1	4	(2)	3)			i)	3) 音響設備	i) メインアリーナ、多目的ホールには、案内放送、避難誘導放送等を行うための音響設備を設けること。また、メインアリーナには、観客、競技者への実況放送、演出用音楽放送を行うことができる設備を設けること。	—
83	○		30	2	1	4	(2)	3)			ii)	3) 音響設備	ii) 音声 が 明瞭に聞こえるための十分な音圧、明瞭度を確保すること。	—
84	○		30	2	1	4	(2)	3)			iii)	3) 音響設備	iii) 高天井部に設置するスピーカーは、常時の保守点検が容易に行えらるとともに、交換がしやすいように配慮すること。	—
85	○		30	2	1	4	(2)	3)			iv)	3) 音響設備	iv) アリーナ場内に設置のスピーカー及び放送設備等については、球技の飛球による損壊を防ぐための十分な対策を講じること。	—
86	○		30	2	1	4	(2)	4)				4) 情報通信設備	4) 情報通信設備	—
87	○		30	2	1	4	(2)	4)			i)	4) 情報通信設備	i) 情報通信の「LAN設備」対象室(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)において、有線LAN用の配管配線・情報コンセント(中継HUBを含む)を設けること。無線LAN(WiFi)が全館で利用できるよう整備すること。	—
88	○		30	2	1	4	(2)	4)			ii)	4) 情報通信設備	ii) ネットワーク技術の革新に対応するため、配線交換の容易な設備を設置すること。	—
89	○		30	2	1	4	(2)	4)			iii)	4) 情報通信設備	iii) 配線仕様は、提案時点の最新のものを考えること。	—
90	○		30	2	1	4	(2)	5)			i)	5) 誘導支援設備	5) 誘導支援設備 i) エレベーター、多目的トイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務室等に表示盤を設置すること。	—
91	○		30	2	1	4	(2)	6)				6) 電話・施設内放送・テレビ受信設備	6) 電話・施設内放送・テレビ受信設備	—

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
92	○		30	2	1	4	(2)	6)			i)	6) 電話・施設内放送・テレビ受信設備	i) 電話、テレビ放送受信設備(GATV放送受信設備を含む)の設置及び配管配線工事を適切に行うこと(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。	—
93	○		30	2	1	4	(2)	6)			ii)	6) 電話・施設内放送・テレビ受信設備	ii) 施設内の各部屋からの職員応答等、本施設における内線電話設備等の設置及び配管配線工事を行うこと(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。	—
94	○		30	2	1	4	(2)	7)				7) 受変電設備	7) 受変電設備	—
95	○		30	2	1	4	(2)	7)			i)	7) 受変電設備	i) トップランナー変圧器等、省エネルギーを考慮した機器を選定すること。	—
96	○		30	2	1	4	(2)	7)			ii)	7) 受変電設備	ii) 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して設置すること。	—
97	○		30	2	1	4	(2)	7)			iii)	7) 受変電設備	iii) 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機器(デマンド監視システム)等を設置し、事務室にて確認できるようにすること。	—
98	○		30	2	1	4	(2)	7)			iv)	7) 受変電設備	iv) 受変電・発電設備を設置する室内の室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つこと。	—
99	○		30	2	1	4	(2)	7)			v)	7) 受変電設備	v) 高調波や高周波による映像・音響、通信機器等への電源ノイズ障害を発生させない工夫をすること。	—
100	○		30	2	1	4	(2)	8)				8) 非常用発電設備	8) 非常用発電設備	—
101	○		30	2	1	4	(2)	8)			i)	8) 非常用発電設備	i) 非常用発電設備は、本施設における周辺住民の一時的な避難を想定することとし、その設置の有無については事業者の提案によるものとする。	—
102	○		30	2	1	4	(2)	8)			ii)	8) 非常用発電設備	ii) 非常用発電設備等は、対象負荷に電力を供給し、最低72時間使用できるものとする。	—
103	○		30	2	1	4	(2)	8)			iii)	8) 非常用発電設備	iii) 対象負荷は、関係法規を満たすとともに、非常時に電気が必要な諸室等の保安動力(換気、空調、給排水ポンプ)、保安照明等(室内照明、避難通路照明、コンセント)及び通信情報機器等とすること。なお、非常時に電気が必要な諸室等は、事務室、多目的室、放送室、救護室、便所及び廊下とする。	—
104	○		30	2	1	4	(2)	9)				9) 警備・防災設備	9) 警備・防災設備	—

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
105	○		30	2	1	4	(2)	9)			i)	9) 警備・防災設備	i) 警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び維持管理業務範囲全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニター(長時間録画機能付)による一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。	—
106	○		30	2	1	4	(2)	9)			ii)	9) 警備・防災設備	ii) 緊急事態時において、各諸室から事務室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報室から、自動的に全施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。	—
107	○		30	2	1	4	(2)	10)				10) 放送設備	10) 放送設備	—
108	○		30	2	1	4	(2)	10)			i)	10) 放送設備	i) 災害時(通電時に限る)の利用を想定し、館内にラジオ放送が可能な設備を設けること。	—
109	○		30	2	1	4	(2)	10)			ii)	10) 放送設備	ii) 本施設の施設内放送設備は、事務室から施設内、放送室からメインアリーナ内に放送可能な設備とすること(「資料7 電気・機械要求性能表」参照)。	—
110	○		30	2	1	4	(2)	10)			iii)	10) 放送設備	iii) メインアリーナ及び多目的ホール各々において、大会運営用の放送ができるようにすること。	—
111	○		30	2	1	4	(3)	1)			ii)	1) 空調設備	ii) 室外ユニット等、耐塩害仕様の機器を採用すること。	ii) 室外ユニット等には耐塩害仕様の機器を採用すること。
112	○		30	2	1	4	(3)	1)			vi)	1) 空調設備	—	vi) 事務室において各室の集中管理(発停・温湿度管理・状態監視等)を行うことを基本とするが、個別に温度管理が必要と思われる室は、各室での操作も可能とする計画とすること。また、エントランスホール、廊下等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理できるようにすること。
113	○		31	2	1	4	(3)	2)			i)	2) 換気設備	i) 各諸室の換気設備は、その用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮すること。	i) 諸室の用途・目的に応じた適切な換気方式を採用すること。
114	○		31	2	1	4	(3)	2)			ii)	2) 換気設備	—	ii) シックハウスに配慮した換気設備とし、空気環境の測定基準に則した防塵対策を行うこと。
115	○		31	2	1	4	(3)	3)			i)	3) 排煙設備	—	3) 排煙設備 i) 自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。
116	○		31	2	1	4	(3)	4)			i)	4) 自動制御設備	i) 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能とすること。	i) 事務室において各種設備機器の運転監視を可能とすること。
117	○		32	2	1	4	(4)	3)			i)	3) ガス設備	—	3) ガス設備 i) 必要に応じて設置すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
118	○		32	2	1	4	(4)	4)				4) 衛生器具設備	4) 衛生設備等	4) 衛生器具設備
119	○		32	2	1	4	(4)	4)			iii)	4) 衛生器具設備	iii) 多目的トイレは、高齢者及び障害者が使いやすい仕様とすること。	iii) 原則として洋式便器とし、温水洗浄機能付き便座を設置すること。
120	○		32	2	1	4	(4)	4)			iv)	4) 衛生器具設備	iv) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。	iv) 多目的トイレにはステンレス製手摺(可動式を含む)、バリアフリー洗面器、水石入れ、鏡、緊急呼出装置、ベビーシート、ベビーチェア、幼児用補助便座等を設置すること。
121	○		32	2	1	4	(4)	4)			v)	4) 衛生器具設備	v) 自動手洗い水栓とし、手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。	v) 小便器は自動洗浄とし、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。
122	○		32	2	1	4	(4)	4)			vi)	4) 衛生器具設備	—	vi) 多目的トイレのうち各階一箇所以上はオストメイトに対応した設備およびおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。
123	○		32	2	1	4	(4)	4)			vii)	4) 衛生器具設備	—	vii) 洗面器は自動水栓とし、飛散した水が床を汚さないよう配慮すること。また、ハンドドライヤーの設置位置にも配慮すること。
124	○		32	2	1	4	(4)	4)			vi)	4) 衛生器具設備	vi) メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。	—
125	○		32	2	1	4	(4)	4)			viii)	4) 衛生器具設備	—	viii) 子ども連れの利用に配慮し、ベビーチェア、幼児用便器、子ども用洗面器、幼児用補助便座を適宜設置すること。
126	○		32	2	1	4	(4)	5)			ii)	5) 給湯設備	ii) 給湯には、ボイラー設備の使用も可とする。	ii) 給湯には、ボイラー設備の使用も可とするが、有資格者による管理が不要となる機器の選定などに努め、管理の省力化に配慮すること。
127	○		33	2	1	4	(5)					(5) エレベーター設備	—	(5) エレベーター設備
128	○		33	2	1	4	(5)				i)	(5) エレベーター設備	—	i) 2階建て以上とする場合は、エレベーターを1基以上整備し、かご及び乗場は障害者、車いす(競技用含む)対応とする。
129	○		33	2	1	4	(5)				ii)	(5) エレベーター設備	—	ii) 利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
130	○		33	2	1	4	(5)				iii)	(5) エレベーター設備	—	iii) 緊急時の救護にも対応できるよう担架等を十分運べる仕様とすること。
131	○		33	2	1	4	(5)				iv)	(5) エレベーター設備	—	iv) 事務室にインターホンを設置し、非常時の対応を可能とすること。
132	○		33	2	1	4	(6)				i)	(6) 消防設備	—	(6) 消防設備 i) 消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
133	○		33	2	1	5	(1)				i)	(1) 接続道路	i) 接続箇所及び接続方法は、事業者からの提案によるが、施設利用者の車両出入口は、既存体育館の駐車場入口と概ね同じ位置とし、主要な車両出入口は原則として1箇所に限定すること。	i) 接続箇所及び接続方法は、事業者からの提案によるが、施設利用者の車両出入口は、既存体育館の駐車場入口と概ね同じ位置とし、主要な車両出入口は原則として1箇所に限定すること。
134	○		37	2	2	1	(1)	1)			xviii)	1) 共通	xviii) フロアの各種競技の支柱の金具はフタ付(フローリング)とし、安全性や美観に配慮すること。	xviii) フロアの各種競技の支柱の金具はフタ付とし、安全性及び美観に配慮すること。
135	○		38	2	2	1	(1)	2)	②		iii)	② 観客席	iii) 1階においては可能な限り競技場面積を広く有効利用できる提案に努めること。2階観客席は1,700席以上とし、一部には来賓用の席を確保すること。	iii) 1階においては可能な限り競技場面積を広く有効利用できる提案に努めること。2階観客席は1,700席以上とし、一部には来賓用の席を確保すること。また、来賓用には専用トイレを設けること。
136	○		42	2	2	1	(1)	6)	②		i)	② 更衣室・シャワー室	i) メインアリーナや多目的ホール、多目的室等の利用者のための更衣室・シャワー室を2室設置すること。障害者や要介護者の利用にも十分配慮すること。	i) メインアリーナや多目的ホール、多目的室等の利用者のための更衣室・シャワー室を2室設置すること。障害者や要介護者、異性介助者の利用にも十分配慮すること。
137	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	i)	イ トイレ	i) トイレ(男・女)を各階に設けること。トイレの基数はイベントや大会時の利用人数に応じた適切な数を整備するものとし、アリーナ等からの動線にも十分配慮すること。	i) トイレ(男・女・多目的)を各階に設けること。トイレの基数はイベントや大会時の利用人数に応じた適切な数を整備すること。アリーナ等からの動線にも十分配慮し、必要に応じ適宜分割して配置すること。
138	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	ii)	イ トイレ	ii) 多目的トイレを1フロアに1ヶ所以上設けること。温水洗浄便座ステンレス手摺(可動式を含む)、バリアフリー洗面、鏡、緊急呼出装置、ベビーシート、水石鹸入れ等を設けること。なお、多目的トイレのうち最低1ヶ所はオストメイト対応とし、汚物流し(壁付)等を備えること。	ii) 多目的トイレは、高齢者、障害者、妊婦及び子ども連れ、異性介助者等、様々な利用者が使いやすい仕様とすること。
139	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	iii)	イ トイレ	—	iii) 小便器には汚垂石または汚垂タイルを設けること。
140	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	iv)	イ トイレ	iii) 本施設の建物外部から利用できるトイレ(男・女)及び多目的トイレを設けること。設置箇所数、設置基数、設置形態(男女出入口一体または分散、等)については事業者の提案による。	iv) 本施設の建物外部から利用できるトイレ(男・女・多目的)を設けること。設置箇所数、設置基数、設置形態(男女出入口一体または分散、等)については事業者の提案による。
141	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	v)	イ トイレ	—	v) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
142	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	vi)	イ トイレ	—	vi) メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。
143	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	iv)	イ トイレ	iv) 折りたたみ式ベッド及び授乳用のスペースを1ヶ所以上設けること。	—
144	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	イ	viii)	イ トイレ	—	viii) 授乳室及びおむつ替えスペースを適宜設けること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
145	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	エ	i)	エ エレベーター	エ エレベーター i) 2階建て以上とする場合は、エレベーターを1基以上整備すること。ただし、ユニバーサルデザインの観点から、バリアフリー化や競技用車椅子でも利用しやすいよう工夫を行うこと。また、緊急用の救護にも対応できるよう担架等を十分運べる仕様とすること。	—
146	○		44	2	2	1	(1)	6)	④	オ	v)	オ その他	v) 盲導犬待機場所を考慮した計画とすること。	v) 補助犬待機場所を考慮した計画とすること。
147	○		46	2	2	1	(1)	7)	⑥		iii)	⑥ その他	iii) 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように配慮するとともに、再利用を図ることを検討すること。	iii) 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように配慮するとともに、流出抑制や再利用を図ることについて検討すること。
148	○		46	2	2	1	(2)					(2) 提案施設	提案施設は、本事業の基本理念に基づき、必須施設との連携・相乗効果が見込める施設とする。なお、必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については整備を認めないものとする。	提案施設を整備する場合は、必須施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設であるとともに、次に示す①～④の要件のいずれか1つを満たすこと。 ①市民がスポーツ・レクリエーション活動を行う施設であること ②市民の健康増進に役立つ施設であること ③利用者の便宜を図ることを目的とする施設であること ④地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち、本事業の実施に資するものとして本市が適当と認めるもの 提案施設の整備に係る費用負担は、基本的に以下のとおりとし、詳細については本市と協議を行うこととする。 なお、提案施設のすべてを本市が所有することに合理的な理由があると本市が判断したときは、本施設の必須施設の一部とすることがある。この場合、当該提案施設の整備に係る費用負担は、すべて本市とする。 本市負担 躯体、給排水衛生配管、空調ダクト、電気配線等 事業者負担 内装、空調機器、衛生器具、什器備品、その他必要なもの 事業期間終了時には、提案施設を本施設の必須施設の一部とする場合を除き、事業者は提案施設を原状回復して本市に返還すること。原状回復とは、内装等を撤去した状態をいう。ただし、本市と事業者の協議により、提案施設を本市が譲り受ける場合がある。
149	○		48	2	2	2	(1)				ii)	(1) 庭球場	ii) 庭球場の新設に当たっては、既存庭球場との一体的な維持管理・運営に配慮して敷地南側の既存庭球場付近に配置するとともに、地盤レベルについても運営や利用の安全性等に配慮すること。	ii) 庭球場の新設に当たっては、既存庭球場との一体的な維持管理・運営に配慮すること。
150	○		48	2	2	2	(2)				i)	(2) 憩いの広場	i) 庭球場の設置と合わせて、下関運動公園内広場(下関市向洋グラウンド)南側の広場を改修し、レクリエーション等で利用できる憩いの広場として再整備すること。	i) 下関運動公園内広場(下関市向洋グラウンド)南側の広場と同様の機能を有し、レクリエーション等で利用できる憩いの広場を再整備すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
151	○		48	2	2	2	(2)				ii)	(2) 憩いの広場	—	ii) 憩いの広場は、遊具や休憩スペース、可能な限り広いグラウンドを配置し、年齢を問わず利用できる、既存樹木等を活かした緑豊かなレクリエーション活動の場として整備すること。
152	○		48	2	2	2	(2)				iii)	(2) 憩いの広場	—	iii) 公園と市道等の境界付近を整備する場合は、利用形態に応じて、適宜フェンスや車止めなどの管理施設を設けること。
153	○		49	2	2	3			①		ii)	① 共通	ii) 第1駐車場(有料)の出入口は既存体育館の駐車場入り口と概ね同じ位置(1ヶ所のみ)とし、第2駐車場(有料)の出入口は下関市弓道場南側道路、関係者駐車場(無料)の出入口は県道下関港垢田線に面した敷地北東部とすること。なお、関係者駐車場(無料)から第1駐車場(有料)へ進入できないよう車止め等を設置すること。	ii) 第1駐車場(有料)の出入口は既存体育館の駐車場入り口と概ね同じ位置(1ヶ所のみ)とし、第2駐車場(有料)の出入口は下関市弓道場南側道路、関係者駐車場(無料)の出入口は県道下関港垢田線に面した敷地北東部とすること。なお、関係者駐車場(無料)から第1駐車場(有料)へ進入できないよう車止め等を設置すること。
154	○		53	2	3	6	(1)				vi)	(1) 基本設計	vi) 仮設計概要	—
155	○		54	2	3	6	(2)				xviii)	(2) 実施設計	xviii) 完成予想図	—
156	○		59	3	3	4	(3)				iv)	(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	—	iv) 解体・撤去の対象施設のうち、杭がある施設は杭の撤去も合わせて実施すること。
157	○		60	3	3	4	(3)				iv)	(3) 既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	iv) 解体・撤去業務の対象施設内にあるすべての備品等を撤去・処分すること。撤去・処分に当たっては、市の指示によるものとし、市が必要と判断するものについては、事業者の負担で市内施設へ運ぶこと。	—
158	○		66	3	3	4	(6)	13)	④	ウ	ii)	ウ都市・歴史環境対策	ii) 埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっては事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。	—
159	○		74	5	1	7	(2)					(2) 業務実施体制	事業者は、維持管理業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む)を、各年度業務実施開始の6ヶ月前までに(最初の業務実施年度に係る実施体制については、本施設を本市へ引渡す予定日の6ヶ月前までに)、本市に提出し、承諾を得ること。	事業者は、維持管理業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者及び業務責任者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む)を、各年度業務実施開始の6ヶ月前までに(最初の業務実施年度に係る実施体制については、本施設を本市へ引渡す予定日の6ヶ月前までに)、本市に提出し、承諾を得ること。
160	○		84	5	8							第8節修繕業務	事業者は、建築物、建築設備、外構等について、施設の運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。	事業者は、本施設及び駐車場における建築物、建築設備等について、各保守管理業務等と一体的に修繕を実施すること。ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいう。なお、事業期間内の本施設及び駐車場の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、大小問わず事業者が行う業務に含めるものとする。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
161	○		84	5	8						i)	第8節修繕業務	i)事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。	i)事業者は、事業期間における「長期修繕計画書」を作成し、本市に提出すること。また、維持管理業務に係る年間業務計画書の作成にあわせて、本市と協議の上で、当該事業年度の「修繕業務計画書」を作成し、本市へ提出すること。なお、「長期修繕計画書」は「修繕業務計画書」にあわせて、適宜修正することも可能とする。
162	○		84	5	8						ii)	第8節修繕業務	ii)具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。	ii)具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。ただし、緊急に修繕する必要がある場合には、法令及び必要な手続き、資格等に基づき、速やかに修繕を実施すること。
163	○		84	5	8						iii)	第8節修繕業務	iii)事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について本市に報告し、必要に応じて本市の立ち会いによる確認を受け、適宜、台帳や完成図書に反映して常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにするとともに修繕内容を履歴として記録に残し、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。	iii)事業者は、修繕を行った場合、維持管理業務に係る月次業務報告書の作成にあわせて、修繕箇所を報告することとし、必要に応じて本市の立会いによる確認を受けること。また、適宜、台帳や完成図書に反映して、常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにするとともに、修繕内容を履歴として記録に残すこと。
164	○		84	5	8						iv)	第8節修繕業務	iv)事業者は、事業期間全体での計画修繕に必要な経費として、1,600千円/年(税抜)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに支払うこととするが、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	iv)運営開始から10年を経過した時点で大規模修繕が必要な箇所について「長期修繕計画書」に反映すること。なお、事業終了2年前には、施設の状況についてチェック・評価し、報告書を本市に提出すること。また、事業終了時には、その時に発生している不具合について報告書にまとめること。
165	○		84	5	8						v)	第8節修繕業務	v)提案施設の修繕は、事業者の負担にて適切に実施するものとする。	—
166	○		86	6	1	7	(2)					(2) 業務実施体制	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む)を、各年度業務実施開始の6ヶ月前までに(最初の業務実施年度に係る実施体制については、運営開始日の6ヶ月前までに)、本市に提出し、承諾を得ること。	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者及び業務責任者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む)を、各年度業務実施開始の6ヶ月前までに(最初の業務実施年度に係る実施体制については、運営開始日の6ヶ月前までに)、本市に提出し、承諾を得ること。
167	○		90	6	2							第2節開業準備業務	事業者は、所定の運営開始日に開業できるよう、かつ運営開始後、円滑に業務を実施できるよう、業務実施に必要な人員の配置、施設従業者の研修、運営開始前の広報活動、予約システムの構築及び運用方法の習得、施設の運営リハーサル等を実施し、施設の開業に向けた準備に万全を期すこと。また、事業者は、運営開始日に実施される施設の開館式典の準備とともに、当日の式典進行を執り行うこと。	事業者は、所定の運営開始日に開業できるよう、かつ運営開始後、円滑に業務を実施できるよう、業務実施に必要な人員の配置、業務従事者の研修、運営開始前の広報活動、予約システムの構築及び運用方法の習得、施設の運営リハーサル等を実施し、施設の開業に向けた準備に万全を期すこと。また、事業者は、運営開始日に実施される施設の開館式典の準備とともに、当日の式典進行を執り行うこと。
168	○		90	6	2	1					ii)	1.開業準備業務	ii)事業者は、施設・設備等の操作マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、本業務実施に当たって必要なマニュアルを作成し、総括責任者が内容を確認の上、運営開始前の30日前までに本市に提出し承認を受けること。マニュアル等の内容については、開館記念イベントの実施日までに業務従事者等に対し周知徹底を図ること。	ii)事業者は、施設・設備等の操作マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、本業務実施に当たって必要なマニュアルを作成し、総括責任者が内容を確認の上、運営開始日の30日前までに本市に提出し承認を受けること。マニュアル等の内容については、運営開始日までに業務従事者等に対し周知徹底を図ること。
169	○		90	6	2	1					iv)	1.開業準備業務	iv)維持管理業務及び運営業務に係る業務計画書を作成し、総括責任者が内容を確認の上、運営開始日の6ヶ月前までに本市に提出すること。事業者は、その内容について本市の確認を得た上で、その実施に向けて準備すること。	iv)維持管理業務及び運営業務に係る業務計画書を作成し、総括責任者が内容を確認の上、それぞれ期限までに本市に提出すること。事業者は、その内容について本市の確認を得た上で、その実施に向けて準備すること。

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
170	○		91	6	2	2						2.予約システム整備業務	—	2.予約システム整備業務
171	○		91	6	2	2					i)	2.予約システム整備業務	—	i)事業者は、運営開始日の3か月前までに、利用者登録及び本施設の予約ができるように施設予約システムを独自に整備し、事業期間中その維持管理及び運営を行うこと。
172	○		91	6	2	2					ii)	2.予約システム整備業務	—	ii)当該予約システムのホームページと本市の公共施設予約システムのホームページとの間での相互リンクが可能になるようにすること。
173	○		91	6	2	2					iii)	2.予約システム整備業務	—	iii)施設の空き状況の確認から予約の完了まで、利用者に分かりやすく、操作しやすいシステムとすること。
174	○		91	6	2	2					iv)	2.予約システム整備業務	—	iv)利用者が施設予約システムを通じて予約を行う際には、利用者に対し、利用料金の支払方法を分かりやすく提示すること。なお、提案により予約システムを通じて利用料金の直接支払いができるように整備することも可とする。
175	○		91	6	2	2					v)	2.予約システム整備業務	—	v)常にシステムを適切に管理し、誤作動や遅延などが発生しないようにすること。
176	○		91	6	2	2					vi)	2.予約システム整備業務	—	vi)個人情報やデータの漏洩防止を徹底すること。
177	○		91	6	2	3					i)	3.広報活動及び予約受付業務	i)事業者は、運営開始日の6か月前までに本施設のインターネットホームページを開設し、運営開始より各種大会やイベント、関係団体や一般団体による利用が行われるよう、広報・宣伝活動を行うこと。ホームページの開設と同時に、電話等による案内を実施する体制を構築すること。	i)事業者は、運営開始日より各種大会やイベント、関係団体や一般団体等による利用が行われるよう、十分な広報・宣伝活動を行うこと。
178	○		91	6	2	3					ii)	3.広報活動及び予約受付業務	—	ii)運営開始日の6か月前までに、施設案内や料金体系等を分かりやすく紹介した本施設のホームページを開設し、ホームページの開設と同時に、電話等による案内を実施する体制を構築すること。
179	○		91	6	2	3					iii)	3.広報活動及び予約受付業務	ii)本施設の概要を記載した開業案内パンフレットを作成すること。	iii)開館式典前までに、本施設の概要を記載した利用案内パンフレット・リーフレット等を作成すること。
180	○		91	6	2	3					iv)	3.広報活動及び予約受付業務	—	iv)運営開始直後から利用者の円滑な利用を促進するため、「第6章 第3節 3. 受付対応業務 及び 4. 予約受付・使用許可業務 II」に対応する業務を運営開始前から実施すること。
181	○		91	6	2	3					iv)	3.広報活動及び予約受付業務	iv)運営開始前の予約受付開始までに、予約受付システムを整備すること。当システムは、インターネットホームページと連携を図ることとし、予約状況が閲覧できるようにすること。なお、システムの稼働に当たっては、支障なく確実に予約が行えるよう十分に準備を行うこと。	—

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
182	○		91	6	2	3					v)	3.広報活動及び予約受付業務	iii)本施設及び備品の利用について、利用方法、予約方法、利用料金等に関する規則を作成すること。また、予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法等を定めた規定を作成すること。なお、作成に当たっては、本市と協議を行い、総括責任者が内容を確認の上、本市の承認を受けることにより、予約受付を開始することができるものとする。	v)本施設及び備品の利用について、利用方法、予約方法、利用料金等に関する規則を作成すること。また、予約の優先順位、予約調整時期、予約方法、決定方法、公表方法等を定めた規定を作成すること。なお、作成に当たっては、本市と協議を行い、総括責任者が内容を確認の上、本市の承認を受けることにより、予約受付を開始することができるものとする。
183	○		92	6	3	1						1.総合案内・広報業務	事業者は、本施設の開館日、開館時間、施設利用方法、各種教室のプログラム等の総合案内業務及びパンフレット・リーフレットの作成等の広報業務を実施すること。	事業者は、本施設の開館日、開館時間、施設利用方法、各種教室のプログラム等について、正確かつ分かりやすく総合案内及び広報業務を実施すること。
184	○		92	6	3	1					i)	1.総合案内・広報業務	i)本施設の各種情報の内容を含んだホームページを開設・運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。	i)本施設のホームページを運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。
185	○		92	6	3	1					ii)	1.総合案内・広報業務	ii)本施設に関するパンフレット・リーフレット等を作成し、配布すること。	ii)本施設のパンフレット・リーフレット等を作成し、配布すること。
186	○		94	6	3	4					ii)	4.予約受付・使用許可業務	—	ii)各種大会やイベントの予約受付・使用許可に際しては、必要に応じて下関運動公園内の各施設の指定管理者等と十分に調整を行うこと。
187	○		96	6	5	1					v)	1.総則	—	v)周辺の道路交通等に影響を与える可能性がある大規模イベント開催時は、駐車場の運用方法等に関して本市と事前に協議を行うこと。
188	○		97	6	6	1						第6節自主事業	—	1.基本事項
189	○		97	6	6	1						1.基本事項	事業者は、本施設を有効活用した自主事業を、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。自主事業には、提案施設の運営業務を含むものとする。自主事業の実施に当たっては、以下の点に留意して計画を行うこと。	事業者は、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で、本施設を有効活用した自主事業を企画提案し、独立採算にて実施することができる。なお、事業の実施に当たっては、あらかじめ本市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、実施すること。自主事業の実施に当たっては、以下の点に留意して計画を行うこと。
190	○		97	6	6	1					iii)	1.基本事項	iii)自主事業は独立採算事業として実施することとし、その内容は事業者の提案によるものとする。なお、自主事業の実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費含む))は全て事業者が負担すること。	—
191	○		98	6	6	1					iv)	1.基本事項	v)事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。また、毎事業年度の年間業務計画書に自主事業の実施計画(収支計画を含むもの)を記載するとともに、自主事業の実施段階において、本市へ事業計画を提出し、承認を得るものとする。	

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
192	○		98	6	6	1					iv)	1.基本事項	—	iv)自主事業の実施に係る光熱水費は事業者の負担とする。光熱水費の負担額は、原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定する。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。
193	○		98	6	6	1					vi)	1.基本事項	<u>vi)事業者は、本施設を利用した自主事業においては利用料金を、本施設の目的外使用においては使用料を、それぞれ支払うものとする。</u>	—
194	○		98	6	6	1					vii)	1.基本事項	<u>vii)自動販売機の設置に際しては、障害者の利便性に配慮し、飲食店営業許可が必要となる場合は、事業者が取得すること。</u>	—
195	○		98	6	6	1					vi)	1.基本事項	—	vi)ネーミングライツの導入に関する提案をすることはできない。
196	○		98	6	6	1					ix)	1.基本事項	<u>ix)広告及びネーミングライツについては、本市が自ら募集・導入することを基本とするが、事業者に対し、これらの募集に関する業務を別途委託する場合もある(なお、広告及びネーミングライツから得られる収入は、市に帰属する)。</u>	—
197	○		98	6	6	1					x)	1.基本事項	<u>x)事業期間が終了した場合には、事業者は自主事業施設を撤去し、原状回復を完了した状態で市に明け渡すこと。ただし、市と事業者との協議により、これを撤去せず、市に明け渡す場合がある。</u>	—
198	○		98	6	6	1					xi)	1.基本事項	<u>xi)自主事業の実施にかかる光熱水費は事業者の負担とする。</u>	—
199	○		98	6	6	2						2.事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等を行う場合	—	2.事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等を行う場合
200	○		98	6	6	2						2.事業者が主催する大会・イベント、スポーツ教室等を行う場合	—	<u>事業者が、本施設において大会・イベント、スポーツ教室等の事業を実施する場合は、「第6章 第3節 4. 予約受付・使用許可業務」を遵守するとともに、当該施設の利用料金を支払うこと。</u>
201	○		98	6	6	3						3.自動販売機の設置及び運営を行う場合	—	3.自動販売機の設置及び運営を行う場合

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
202	○		98	6	6	3						3.自動販売機の設置及び運営を行う場合	—	<p>事業者が、本施設において施設利用者の施設利用や運営・維持管理の支障とならない箇所に自動販売機を設置し運営する場合は、本市から行政財産の目的外使用許可を得て、必要な使用料を本市に支払うこと。</p> <p>i)タバコ及びアルコールの販売は認めない。 ii)販売する商品に適合した使用済容器の回収ボックスを設置し、ゴミを回収すること。 iii)原則、設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。 iv)装飾は公序良俗に反しないものであること。 v)可能な限りユニバーサルデザインであること。 vi)転倒防止対策を施すこと。 vii)行政財産の目的外使用に係る使用料は、「下関市行政財産使用条例」の定めるところにより算出した金額とする。 【参考】既存体育館における平成30年度の使用料(年額) 11,244円/㎡</p>
203	○		99	6	6	4						4.提案施設において飲食や物販等を行う場合	—	4.提案施設において飲食や物販等を行う場合
204	○		99	6	6	4						4.提案施設において飲食や物販等を行う場合	—	<p>事業者が、本施設の余剰地等を活用して提案施設を整備した上で、飲食や物販等を行う場合、「第6章 第3節 4. 予約受付・使用許可業務」を遵守するとともに、当該施設の利用料金を支払うこと。</p> <p>i)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日以内の場合、その利用料金は、「下関市体育施設の設置等に関する条例」の別表第7に定める範囲内において、あらかじめ本市の承認を得た上で、事業者が定める金額とする。 ii)当該提案施設を連続して使用する使用期間が5日を超える場合、その利用料金は、「下関市行政財産使用条例」の定めるところにより算出した上記使用料以上で、事業者が提案する金額とする。</p>
205	○		99	6	6	5						5.本施設の一部を利用した広告事業を行う場合	—	5.本施設の一部を利用した広告事業を行う場合

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
206	○		99	6	6	5						5.本施設の一部を利用した広告事業を行う場合	—	<p>事業者が広告事業の実施主体として、本施設の建物内の一部に広告を掲出し、料金を徴収する場合は、本市から広告物掲出許可を得て、必要な広告料を本市に支払うこと。 なお、広告物の掲出許可は、事業者に対し包括的に与えるものではなく、具体の広告内容等が決定した都度、本市がその内容等を審査し、掲出の可否を決定するものとする。</p> <p>i) 広告主の募集・選定は、事業者において行うことができる。 ii) 事業者による本広告事業の提案がない場合または事業者が広告主の募集等を行わない場合、本市は自ら広告主の募集等を行うことや事業者以外の者に本広告事業に関する業務を委託することができるものとする。 iii) 本市に支払う広告料は、以下の金額以上で事業者の提案する金額とする。 (月額・税抜) 壁面: 1,000円/㎡、床面: 2,000円/㎡</p>
207		5										資料5 必要諸室リスト(参考)	(別紙1参照)	
208		6										資料6 備品等リスト(参考仕様)	(別紙2参照)	
209		7										資料7 電気・機械要求性能表	(別紙3参照)	
210		11										資料11 既存体育館スポーツ用具・器具リスト	(別紙4参照)	
211		閲覧資料5										閲覧資料5 解体予定施設図面	—	「解体予定施設図面2 下関市体育館 構造図」を追加

修正前

添付資料5 必要諸室リスト（参考）

諸室名		面積 (㎡)	備考
メイン アリーナ	競技場	3,300	バスケットボール3面、バレーボール6人制3面（練習等4面）、バレーボール9人制3面、バドミントン12面、ハンドボール2面、卓球20面（練習等35面）、ソフトテニス3面、硬式テニス4面、ラグビー1面、フットサル2面を確保
	観客席	1,000	1,700席以上（可動席との合計4,500席以上） 観客席内に来賓用の観客席を設置
	ランニングコース	適宜	一方向で走る十分な幅を確保
	器具庫	480	メインアリーナ用
	大会本部室	80	移動間仕切りを設置
	放送室	40	
	救護室	40	
	ロッカー室	80	2室以上に分割
	シャワー室・トイレ (選手用)	80	選手用、2室以上に分割
多目的 ホール	競技場	1250	バスケットボール1面、バレーボール6人制1面、バレーボール9人制1面、バドミントン4面、ハンドボール1面、卓球6面（練習等15面）、フットサル1面、硬式・ソフトテニス1面を確保
	観客席	適宜	40席以上
	器具庫	110	多目的ホール用
	大会本部室	20	
多目的室	720	2室を移動間仕切りで一体的に使用	
事務室	90		
共用部等	エントランスホール	適宜	
	更衣室・シャワー室	120	
	備蓄倉庫	110	
	トイレ	適宜	多目的トイレを含む
	階段・廊下・機械室・ 電気室等	適宜	
計	12,500		

修正後

添付資料6 必要諸室リスト（参考）

諸室名		面積 (㎡)	備考
メイン アリーナ	競技場	3,300	バスケットボール3面、バレーボール6人制3面（練習等4面）、バレーボール9人制3面、バドミントン12面、ハンドボール2面、卓球20面（練習等35面）、ソフトテニス3面、硬式テニス4面、ラグビー1面、フットサル2面を確保
	観客席	1,000	1,700席以上（可動席・仮設席との合計4,500席以上） 観客席内に来賓用の観客席を設置
	ランニングコース	適宜	一方向で走る十分な幅を確保
	器具庫	480	メインアリーナ用
	大会本部室	80	移動間仕切りを設置
	放送室	40	
	救護室	40	
	ロッカー室	80	2室以上に分割
	シャワー室・トイレ (選手用)	80	選手用、2室以上に分割
多目的 ホール	競技場	1250	バスケットボール1面、バレーボール6人制1面、バレーボール9人制1面、バドミントン4面、ハンドボール1面、卓球6面（練習等15面）、フットサル1面、硬式・ソフトテニス1面を確保
	観客席	適宜	40席以上
	器具庫	110	多目的ホール用
	大会本部室	20	
多目的室	720	2室を移動間仕切りで一体的に使用	
事務室	90		
共用部等	エントランスホール	適宜	
	更衣室・シャワー室	120	
	備蓄倉庫	110	
	トイレ	適宜	多目的トイレを含む
	階段・廊下・機械室・ 電気室等	適宜	
計	12,500		

修正前					修正後				
添付資料6 備品等リスト(参考仕様)					添付資料6 備品等リスト(参考仕様)				
10 ページ					10 ページ				
110		多機能便座	1	温水洗浄便座及び暖房便座 幼児用補助便座を併設	110		多機能便座	各ブ ス1 台	温水洗浄機能付き暖房便座 幼児用補助便座を併設
111		紙巻器	適宜	スベア付	111		紙巻器	適宜	スベア付
112		大・小便器	適宜	小便器のうち一つに手摺設置 大便器はすべて洋式	112		便座クリーナー用ディスペンサ	各ブ ス1 台	
113		ベビーチェア	1	全ブースに設置	113		大・小便器	適宜	小便器のうち一つに手摺設置 大便器はすべて洋式
114		掃除用具ブース	1		114		ベビーチェア	各ブ ス1 台	全ブースに設置
115	トイレ(女)	手洗いカウンター	適宜	洗面器のうち一つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)	115		掃除用具ブース	1	
116		鏡	適宜		116	トイレ(女)	手洗いカウンター	適宜	洗面器のうち一つは子ども用 下部収納(耐水性・耐久性を考慮)
117		水石鹸入	適宜		117		鏡	適宜	
118		ハンドドライヤー	2 台		118		水石鹸入	適宜	
119		カウンター(化粧台)	適宜		119		ハンドドライヤー	2 台	
120		ドレッサー(姿見)	適宜	パウダールーム用	120		カウンター(化粧台)	適宜	
121		多機能便座	1	温水洗浄便座及び暖房便座 幼児用補助便座を併設	121		ドレッサー(姿見)	適宜	パウダールーム用
122		紙巻器	適宜	スベア付	122		多機能便座	各ブ ス1 台	温水洗浄機能付き暖房便座 幼児用補助便座を併設
123		便器	適宜	すべて洋式	123		紙巻器	適宜	スベア付
124		ベビーチェア	1	全ブースに設置	124		便座クリーナー用ディスペンサ	各ブ ス1 台	
					125		便器	適宜	すべて洋式
					126		ベビーチェア	各ブ ス1 台	全ブースに設置

修正前

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

11 ページ

132		身体障害者用便座	1		温水洗浄便座対応
133		紙巻器	適宜		
134		ベビーベッド	1	台	全ブースに設置 開閉式
135		チャームボックス(汚物入)	適宜		全ブースに設置 壁固定式
136		ステンレス手摺	適宜		全ブースに設置 可動式を含む
137		緊急呼出装置	1	台	全ブースに設置
138		オストメイト設備	1	式	汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー (シングルレバー混合水栓)、水石鹸 入、手荷物棚等を近くに配置 全館で1か所以上
139		荷物棚・フック等	適宜		
140		幼児用小便器	1		

修正後

添付資料6 備品等リスト（参考仕様）

11 ページ

134		身体障害者用便器	1		幼児用補助便座を併設 温水洗浄機能付暖房便座
135		紙巻器	適宜		
136		便座クリーナー用ディスペンサ	1	台	
137		ベビーベッド	1	台	開閉式
138		チャームボックス(汚物入)	適宜		壁固定式
139		ステンレス手摺	適宜		可動式を含む
140		緊急呼出装置	1	台	全ブースに設置
141		オストメイト設備	1	式	汚物流し(壁付)、鏡、紙巻器、シャワー (シングルレバー混合水栓)、水石鹸 入、手荷物棚等を近くに配置 各階に1か所以上
142		荷物棚・フック等	適宜		
143		幼児用小便器	1		
144		ベビーチェア	1	台	全多目的トイレに設置
145		折りたたみ式簡易ベッド	1	台	各階に1か所以上

修正前

添付資料7 電気・機械要求性能表

室名	電灯 照度(Lx)	コンセ ント	LAN・ Wi-Fi	OA フロア	電話		TV 受信 設備	館内 放送	緊急 放送	呼出	給水	給湯	空調		備考
					外線	内線							冷房	暖房	
メインアリーナ															
競技場	1500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
観客席	500以上	適宜	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	
ランニングコース	300以上	適宜	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	
器具庫	150以上	適宜	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
大会本部室	500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
放送室	500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
救護室	500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手洗い設置
ロッカー室	300以上	適宜	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	手洗い設置
シャワー室・トイレ(選手用)	200以上	適宜	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	手洗い設置
多目的ホール															
競技場	1500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
観客席	500以上	適宜	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	
器具庫	150以上	適宜	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
多目的室	500以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
事務室	750以上	適宜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手洗い、ミニキッチン
共用部等															
エントランスホール	300以上	適宜	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
更衣室・シャワー室	200以上	適宜	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	手洗い設置
備蓄倉庫	150以上	適宜	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
トイレ	200以上	適宜	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	手洗い、スロップシンク設置
階段・廊下	200以上	適宜	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	ロビー、廊下は空調設置
機械室・電気室	150以上	適宜	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	手洗い設置
外構等															
駐車場	10以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
駐輪場	10以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	

修正後

添付資料7 電気・機械要求性能表

室名	電灯 照度(Lx)	コンセ ント	LAN・Wi-Fi		OA フロア	電話		TV 受信 設備	放送	映像 音響	呼出	給水	給湯	空調		備考
			事務	一般		外線	内線							冷房	暖房	
メインアリーナ																
競技場	1500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	
観客席	500以上	適宜	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	○	○	
観客席(未費)	500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	トイレ・手洗い設置
ランニングコース	300以上	適宜	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	
器具庫	150以上	適宜	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
大会本部室	500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
放送室	500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	操作	-	-	-	○	○	
救護室	500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	手洗い設置
ロッカー室	300以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	手洗い設置
シャワー室・トイレ(選手用)	200以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	手洗い設置
多目的ホール																
競技場	1500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
観客席	500以上	適宜	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	
器具庫	150以上	適宜	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
多目的室	500以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
事務室	750以上	適宜	○	○	○	○	○	○	○	-	表示	○	○	○	○	手洗い、ミニキッチン
共用部等																
エントランスホール	300以上	適宜	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	
更衣室・シャワー室	200以上	適宜	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	手洗い設置
備蓄倉庫	150以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
トイレ	200以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	手洗い、スロップシンク設置
階段・廊下	200以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	ロビー、廊下は空調設置
機械室・電気室	150以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	手洗い設置
外構等																
駐車場	10以上	適宜	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	
駐輪場	10以上	適宜	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	

修正前

添付資料 11 既存体育館スポーツ用具・器具リスト

No.	競技	品 目	数量	単位
1	器械体操	あん馬	1	台
2		つり輪	1	台
3		平行棒	1	台
4		鉄棒	1	台
5		平均台	1	台
6		助走路	2	組
7		跳躍板スプリング式	9	台
8		着地マット(あん馬用)	1	組
9		着地マット(つり輪用)	1	組
10		着地マット AE05跳馬用	2	組
11		着地マット(平行棒用)	1	組
12		着地マット(鉄棒用)	1	組
13		着地マット(段違い平行棒用)	1	組
14		着地マット(平均台用)	1	組
15		跳馬競技用追加マット(ビタリマット)	2	枚
16		ロンダート用着手マット 跳馬用	2	枚
17		スパーサーパッド 青	2	枚
18		競技用追加マットビタリマット	2	枚
19		競技用追加マットビタリマット	4	枚
20		ソフトマット	3	枚
21		タンマ台 脚付	10	台
22		体操得点表示板	10	台
23		体操難易度・実施得点表示板	10	台
24		跳馬用土台カバー AE05用	2	台
25		プラスチックポメル組	1	組
26		リングベルトワイヤー	1	組
27		振止め器	1	本
28		ベース用アダプター 平行棒用	1	組
29		平行棒用バー	1	組
30		鉄棒用双差バー	1	本
31		鉄棒用緊張索	1	組
32		段違い平行棒バー間隔計測器	1	本
33		補助台	2	個
34		体操器具用収納台車	2	台
35		器具運搬車	4	台
36		運搬車 平行棒用	1	台
37		運搬車(平均台・あん馬・跳馬用) 2台1組	4	組
38		運搬車 多目的用	6	組
39		新体操マット	2	組
40		アルティメット(トランポリン)	2	台
41		補助台ユニバーサル	2	組
42		補助台マット コンペティション	2	組
43		スポッターマット	2	枚
44	障害者スポーツ用	バレーボール支柱	2	組
45		バレーボールネット	2	張
46		バレーボール審判台	2	台
47		バドミントン支柱	3	組
48		バドミントンネット	3	張
49		バスケットボールゴール(オールコート)	2	組
50		バスケットボールゴール(ハーフコート)	3	組
51		卓球台、サポート、ネット	13	台
52		卓球台(重いす対応)、サポート、ネット	2	台
53		卓球フェンス	22	枚
54		得点板(ポッチャ用、卓球用)	3	台
55		テニス支柱	1	組
56		テニスネット	1	張
57		各種ボール類(各種教室で使用するバレーボール、バスケットボール、ソフトバレー等)		
58		各種ラケット類(各種教室で使用するバドミントン、テニス、卓球等)		
59		各種遊具(フープ・スカーフ・玉入れ等)		
60		カラーマット(体操教室等で使用)		
61		ターゲットゲーム台(大)	1	台
62		ターゲットゲーム台(小)	1	台
63		Tボール用具	1	組
64		カロリング	1	組
65		ステップ台	15	台
66		ベンチ	22	台
67		カラーコーン・カラーマーカー(トレーニングや大会時に使用)		

修正後

添付資料 11 既存体育館スポーツ用具・器具リスト

(全体を修正)

No.	競技	品名・規格	数量	取得日
1	器械体操	ソフトマット2m*3m*0.3m	2	S58.3.25
2		競技用追加マットセノーAM0602	4	H14.2.27
3		競技用追加マットセノーAM0600	3	H14.2.27
4		助走路システム	1	H1.5.29
5		助走路小川長春館GG998	1	H2.8.3
6		体操マット(W120*L600*H5)	3	H12.3.27
7		あん馬 セノー AF0210	1	H21.11.20
8		マット(あん馬用)	1	H21.11.20
9		平均台 セノー AGO111	1	H21.11.20
10		平均台用追加下敷マット セノー AM580061	1	H21.11.20
11		マット(平均台用)	1	H21.11.20
12		平行棒バー セノー AC010M45	1	H21.11.20
13		平行棒 セノー AC0150	1	H21.11.20
14		厚さ調整マット(平行棒用) セノー AM580079	1	H21.11.20
15		平行棒用中間マット12 セノー AM5457	2	H21.11.20
16		平行棒用中間マット12 セノー AM5458	1	H21.11.20
17		マット(平行棒用)	1	H21.11.20
18		跳馬跳躍表示板 セノー AS1540	1	H21.11.20
19		体操得点表示板 セノー AS-40	10	H21.11.20
20		つり輪調整ラダー セノー AB159924	1	H21.5.29
21		つり輪 セノー AB-16	1	H21.5.29
22		マット(つり輪用) セノー	1	H21.5.29
23		厚さ調整マット(つり輪用) セノー AM5104	1	H21.5.29
24		助走路 セノー AK-15	1	H21.5.29
25		コイル式跳躍板 セノー AJ0503	2	H21.5.29
26		着地マット(男子) セノー	1	H21.5.29
27		着地マット(女子) セノー	1	H21.5.29
28		競技用追加マット(女子跳馬用) セノー AM0603	1	H21.5.29
29		競技用追加マット(男子跳馬用) セノー AM0605	1	H21.5.29
30		体操用スパーサーパッド セノー AT3111	2	H21.5.29
31		ロンダート用着手マット セノー AM0700	2	H21.5.29
32		鉄棒 セノー AA0510	1	H21.5.29
33		鉄棒用マット セノー	1	H21.5.29
34		円馬 セノー AF2011	1	H22.6.17
35	障害者スポーツ用	スポーツ用車椅子 ニックB-Machimeフルリジットタイプ	1	H19.3.30
36		スポーツ用車椅子	2	-
37		卓球バレー用卓球台(車椅子使用が可能な脚のないもの)	2	H20.11.27